

広島法務局海田出張所の廃止統合計画に反対する意見書

国は、地方法務局の支局・出張所については、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則して整理統合を進め、平成16年12月に閣議決定した「今後の行政改革の方針」においても、地方支分部局等の事務・事業等について、集中的に減量・効率化を行うこととされている。

これに基づき、広島法務局海田出張所は平成22年3月頃を目処に本局への統合が予定されている。海田出張所の主な業務は不動産登記等の業務であるが、個人の財産・権利が重視されなければならない今日、出張所の廃止統合は、地域経済や住民の財産権保障の実現に大幅な低下をきたすと考えられる。

また海田町は、山陽本線と国道2号が並走し、JR海田市駅から呉線が、国道2号の大正交差点から国道31号が分岐している交通の要衝であり、海田出張所の管轄区域内の市町からの利用にも最適な立地であると考えられる。

このことから、海田出張所の廃止統合は、利用者にとって生活に直結する重要な問題であり、地域住民の利便性が著しく損なわれることが明白である。

よって、国においては、本地域の状況を十分考慮され、法務行政の拠点である広島法務局海田出張所の廃止統合を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年2月18日

広島県海田町議会